

○租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除）</p> <p>第三十四条の二 略</p> <p>2 略</p> <p>一～六 略</p> <p>七 地方公共団体又は幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和三十五年法律第三十四号）第十三条の二第一項に規定する沿道整備推進機構が同法第二条第二号に掲げる沿道整備道路の沿道の整備のために行う公共施設若しくは公用施設の整備、宅地の造成又は建築物及び建築敷地の整備に関する事業で政令で定めるものの用に供するために、<u>都市計画法第十二条の四第一項第四号</u>に掲げる沿道地区計画の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合（第三十三条第一項第二号若しくは第三号の六、第三十三条の二第一項第一号若しくは前条第二項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号若しくは第四号に掲げる場合に該当する場合を除く。）</p> <p>八～十一 略</p> <p><u>十一の二 地方公共団体又は地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第 号）第三十四条第一項</u>  <u>に規定する歴史的風致維持向上支援法人（政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）</u>  <u>が同法第十二条第一項に規定する認定重点区域における同法第八条に規定する認定歴史的風致維持向上計画に記載された公共施設又は公用施設の整備に関する事業（当該事業が当該歴史的風致維持向上支援法人により行われるものである場合には、</u>  <u>地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。）</u>  <u>の用に供するために、当該認定重点区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合（</u>  <u>第三十三条第一項第二号若しくは第三号の六、第</u></p>	<p>（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除）</p> <p>第三十四条の二 略</p> <p>2 略</p> <p>一～六 略</p> <p>七 地方公共団体又は幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和三十五年法律第三十四号）第十三条の二第一項に規定する沿道整備推進機構が同法第二条第二号に掲げる沿道整備道路の沿道の整備のために行う公共施設若しくは公用施設の整備、宅地の造成又は建築物及び建築敷地の整備に関する事業で政令で定めるものの用に供するために、<u>都市計画法第十二条の四第一項第三号</u>に掲げる沿道地区計画の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合（第三十三条第一項第二号若しくは第三号の六、第三十三条の二第一項第一号若しくは前条第二項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号若しくは第四号に掲げる場合に該当する場合を除く。）</p> <p>八～十一 略</p>

三十三条の二第一項第一号若しくは前条第二項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号、第四号若しくは第七号から前号までに掲げる場合に該当する場合を除く。)

十二～二十五 略

3・4 略

(特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特 別控除)

第六十五条の四 略

一～六 略

七 地方公共団体又は幹線道路の沿道の整備に関する法律第十三条の二第一項に規定する沿道整備推進機構が同法第二条第二号に掲げる沿道整備道路の沿道の整備のために行う公共施設若しくは公用施設の整備、宅地の造成又は建築物及び建築敷地の整備に関する事業で政令で定めるものの用に供するために、都市計画法第十二条の四第一項第四号に掲げる沿道地区計画の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合（第六十四条第一項第二号若しくは第三号の六、第六十五条第一項第一号若しくは前条第一項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号若しくは第四号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

八～十一 略

十一の二 地方公共団体又は地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第三十四条第一項に規定する歴史的風致維持向上支援法人（政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。

）が同法第十二条第一項に規定する認定重点区域における同法第八条に規定する認定歴史的風致維持向上計画に記載された公共施設又は公用施設の整備に関する事業（当該事業が当該歴史的風致維持向上支援法人により行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。）の用に供するために、当該認定重点区域内

十二～二十五 略

3・4 略

(特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特 別控除)

第六十五条の四 略

一～六 略

七 地方公共団体又は幹線道路の沿道の整備に関する法律第十三条の二第一項に規定する沿道整備推進機構が同法第二条第二号に掲げる沿道整備道路の沿道の整備のために行う公共施設若しくは公用施設の整備、宅地の造成又は建築物及び建築敷地の整備に関する事業で政令で定めるものの用に供するために、都市計画法第十二条の四第一項第三号に掲げる沿道地区計画の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合（第六十四条第一項第二号若しくは第三号の六、第六十五条第一項第一号若しくは前条第一項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号若しくは第四号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

八～十一 略

にある土地等が、これらの者に買い取られる場合  
(第六十四条第一項第二号若しくは第三号の六、  
第六十五条第一項第一号若しくは前条第一項第一  
号に掲げる場合又は第一号、第二号、第四号若し  
くは第七号から前号までに掲げる場合に該当する  
場合を除く。)

十二～二十五 略

2～5 略

十二～二十五 略

2～5 略